第十三条中「第二十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条ただし書中「都道府県」を「当該防災調整池が存する都道府県（当該防災調整池が指定都市等又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章第二節（法第四十七条を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この条において「事務処理市町村」という。）の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第十八条第一項第四号」を「第三十九条第一項第四号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の見出しを「（許可を要しない雨水貯留浸透施設に係る行為）」に改め、同条中「第十八条第一項ただし書」を「第三十九条第一項ただし書」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第十七条第八項（法第二十四条第二項」を「第三十八条第八項（法第四十五条第二項」に改め、「含む。）」の下に「、第五十四条第六項又は第七十七条第十項」を加え、同条を第十一条とする。

第九条中「第十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第一号中「第四条第一項の」の下に「規定により」を加え、同条第二号中「法第四条第一項の」「都市洪水又は」及び「いずれかの」を削り、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第十一条（法第十六条第四項」を「第三十二条（法第三十七条第四項」に、「第五条ただし書」を「第六条ただし書」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第九条第三号」を「第三十条第三号」に改め、同条を第八条とする。

第六条の見出しを「（雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為）」に改め、同条中「第九条ただし書」を「第三十条ただし書」に改め、同条第三号中「第十一条第二号及び第十四条第二号」を「第十二条第二号、第十五条第二号及び第十七条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第九条本文」を「第三十条本文」に改め、「しようと」を削り、同条ただし書中「都道府県（」を「当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が」に改め、「中核市（以下この条」の下に「及び第十四条」を加え、「第三章（法第十九条、第二十六条及び第三節」を「第三章第一節（法第四十条」に改め、「区域内」の下に「にある場合」を加え、「第八条第二項及び第十三条」を「第九条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助）

第五条　法第十六条の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。

2　法第十六条の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、前項に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生の状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とする。

本則に次の八条を加える。

（届出が必要でない貯留機能保全区域内の行為）

第十七条　法第五十五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為

二　仮設の建築物等の建築その他の貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該土地が有する法第五十五条第一項に規定する機能が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）

（特定開発行為に係る土地の形質の変更）

第十八条　法第五十七条第一項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一　切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）を生ずることとなるもの

二　盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三　切土及び盛土を同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

2　前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面（崖の地表面をいう。以下この項において同じ。）の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

（特定開発行為に係る制限用途）

第十九条　法第五十七条第二項第二号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

一　老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康包括支援センター（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

二　幼稚園及び特別支援学校

三　病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）及び助産所（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）

（特定開発行為の制限の適用除外）

第二十条　法第五十七条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

二　仮設の建築物の用に供する目的で行う開発行為

（特定建築行為の制限の適用除外）

第二十一条　法第六十六条第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　非常災害のために必要な応急措置として行う建築

二　仮設の建築物の建築

三　特定用途（第十九条各号に掲げる用途をいう。以下この号において同じ。）の既存の建築物（法第五十六条第一項の規定による浸水被害防止区域の指定の日以後に建築に着手されたものを除く。）の用途を変更して他の特定用途の建築物とする行為

（居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室）

第二十二条　法第六十八条第一項第二号イ（法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める居室は、居間、食事室、寝室その他の居住のための居室（当該居室を有する建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第六十六条に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあっては、当該他の居室）とする。

2　法第六十八条第一項第二号ロ（法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める居室は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室（当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第六十六条に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあっては、当該他の居室）とする。

一　第十九条第一号に掲げる用途（次号に掲げるものを除く。）　寝室（入所する者の使用するものに限る。）